

平成 29 年度第 1 回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成 29 年 (2017 年) 4 月 20 日 (木) 13 : 30 ~ 15 : 30

2 場 所 長野県庁 議会棟第一特別会議室

3 内 容

○ 議事

(1) 新姫川第六発電所建設計画 環境影響評価準備書について (第 2 回審議)

(2) その他

4 出席委員 (五十音順、敬称略)

梅 崎 健 夫 (委員長職務代理者 (副))

大 窪 久美子

小 澤 秀 明

片 谷 教 孝 (委員長)

亀 山 章

陸 齊

佐 藤 利 幸

塩 田 正 純

鈴 木 啓 助

富 樫 均

中 村 寛 志 (委員長職務代理者 (正))

中 村 雅 彦

5 欠席委員 (五十音順、敬称略)

野見山 哲 生

山 室 真 澄

事務局
寒河江
(県環境政策課)

ただいまから、平成29年度第1回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。
私は、しばらくの間進行を務めさせていただきます、長野県環境部環境政策課の寒河江と申します。よろしくお願いいたします。
はじめに長野県環境部環境政策課長の鈴木より一言御挨拶申し上げます。

事務局
鈴木
(県環境政策課)

この4月から長野県環境部環境政策課長を務めさせていただきます鈴木英昭でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
本日は、本年度第1回目の技術委員会となりますので、会議に先立ち一言ごあいさつ申し上げます。
委員の皆様方には、大変ご多忙のところ、長野県環境影響評価技術委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。
また、日ごろから本県の環境行政に多大なご理解とご協力をいただいております、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。
さて、本委員会は、知事が事業者に対して環境保全の見地からの意見を述べる際に、専門的・技術的な観点からご意見を伺うため、長野県環境影響評価条例に基づき設置しており、昨年度は6案件について、月1回のペースで計12回委員会を開催し、ご審議いただいたところです。
本年度につきましては、昨年度から審議を行っております新姫川第六発電所の準備書の他に、国道20号諏訪バイパスや長野県佐久市メガソーラー発電所(仮称)の方法書、伊駒アルプスロード、その他メガソーラーの準備書が提出される予定です。
また、リニア中央新幹線についても、知事意見で事業者に求めた報告について、現地調査の実施を含め、多くの審査をお願いすることが見込まれております。
委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中とは存じますが、専門的な見地からご審議いただき、事業者による環境保全への配慮が適切に行われるよう、忌憚のないご意見、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますがごあいさつとさせていただきます。
どうぞよろしくお願いいたします。

事務局
寒河江

引き続きまして、この4月に異動がありましたので改めて自己紹介をさせていただきます。

(事務局 自己紹介)

事務局
寒河江

委員会開会にあたりあらかじめお願い申し上げます。傍聴にあたりましては、傍聴人心得を遵守くださるようお願いいたします。また、報道の方のカメラ撮影につきましては、決められたスペースからの撮影のみとさせていただきますので御了承ください。
議事に入ります前に本日の欠席委員を御報告いたします。野見山委員、山室委員から都合により御欠席という御連絡をいただいております。
これから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ会議録も公表されません。ホームページでの音声の公開、会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。
それでは、条例の規定により、委員長が議長を務めることになっておりますので、片谷委員長、議事の進行をお願いいたします。

片谷委員長

皆様ご多忙の中ご出席いただきましてありがとうございます。今事務局から御紹介がありましたように事務局スタッフはだいぶ異動がありまして、昨年ほとんど動きがなかったのが今年はかなり動きがあると予想しておりましたら、上の方から固めて異動がありだいぶメンバーが変わりましたが、審査の方は継続性も重要ですので引き続きこれまでどおり進めていきたいと存じます。
本日の議事は1件ですが、早速議事に入りたいと思っております、その前に今日の会議の

進行予定と配布資料について事務局から説明をお願いいたします。

事務局
是永
(県環境政策課)

長野県環境部環境政策課環境審査係長の是永と申します。

事務局から、本日の会議の予定及びお手元の資料について簡単に御説明させていただきます。

本日の会議の予定ですが、最初に議事(1)で新姫川第六発電所に係る準備書について、昨年度第12回技術委員会に引き続き第2回審議をお願いいたします。概ね15時には審議を終了する予定としております。

続いて議事(2)その他では昨年度第11回技術委員会で御審議いただきました「豊丘村内発生土置き場(本山)における環境の調査及び影響検討の結果」に対する助言について事務局から簡単に報告させていただき15時30分には会議を終了する予定としております。

次に、本日の会議資料ですが、会議次第にも記載のとおり、お手元に資料1から資料2を配布させていただいております。

資料1は、新姫川第六発電所建設計画に係る準備書について、前回の第12回委員会において委員の皆様からいただいた御意見及び、追加でいただいた御意見に対する事業者の見解をまとめたものであり、補足説明のため資料1-1から1-6が用意されております。

また、委員限りの資料として、「平成27～28年度調査におけるギフチョウ、ヒメギフチョウの確認状況」をお配りさせていただいております。

資料2は、「豊丘村内発生土置き場(本山)における環境の調査及び影響検討の結果」について、今週の4月18日にJR東海に通知いたしました知事助言となります。

資料2の別紙は環境保全の見地から寄せられた意見をまとめたものです。

最後に、新姫川第六発電所建設計画について、前回審議以降の経過を簡単に申し上げます。

住民の方からの環境保全の見地からの意見の提出は3月31日に終了し、事業者への意見提出はありませんでした。

今後、関係市町村からも御意見をいただきますが、これらの意見及び事業者の見解は、次回委員会に資料として提出させていただく予定です。また、準備書段階における公聴会を5月20日(土)に実施する予定としております。こちらも、公述意見があった場合はその概要を次回委員会に提出させていただきます。

事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。では早速審議に入ります。

議事1の新姫川第六発電所建設計画 環境影響評価準備書の審議について、事業者の方で用意いただきました資料、あるいはそれに関連する資料1-1～1-6ですが、その資料について御説明をお願いいたします。

事業者
鷺澤
(黒部川電力(株))

資料1について御説明させていただきます。

資料1の事後回答と記されている部分について御説明いたします。

6、7番について、土捨場の排水処理に関する御意見です。また、断面図において河川側の法先の図面等についてのご要望に対する回答になります。

添付資料の1-1で御説明いたします。

事業者
西田
(黒部川電力(株))

6番について、土捨場を作る際に仮設沈澱池を設けますが、仮設沈澱池にどのように雨水を導水するのか、という部分に対しての事後回答になります。

資料1-1に記載しました修正案にある赤字の箇所を文章を修正させていただきました。

「土捨場工事は土砂の敷き均し後、直ちに締め固めを行う。降雨により盛土法面を流下する雨水(表面水)は、盛土各小段に設置された小段排水側溝及び法面に設置された縦排水溝を経由し、法尻に設置された仮設沈澱池へ導水する」というように文章を修正

事業者
鷺澤

コンサルタント
花溪
(上越環境科学センター)

いたしました。

こちらより盛土に降った雨を、盛土法面の中に設置する排水側溝を経て仮設沈澱池へ導水するという読み取れるように修正しようと考えています。

7番について、土捨場の図面を添付しておりましたが、それをもう少し広い範囲で確認したいという要望がありましたのでそちらを反映しました。

資料1-1-2 ページに第一土捨場計画図という縦断面図があります。縦断面図の左側に既設の林道を入れさせていただきました。

3ページに第二土捨場があり、こちらでも河川区域と既設の護岸がありますので、既設の護岸の部分まで入れさせていただいたのと、4ページの現地の写真に盛土の造成範囲、河川区域の境界の写真を添付させていただきました。

5ページの第三土捨場ですが、こちらでも既設の道路と法面、河川区域が入るように修正いたしました。

6、7番に関しては以上となります。

次に9番について、一般の方が理解しやすいよう加筆修正をお願いしたいという御意見でした。

こちらについては理解しやすいものとなるよう加筆修正を評価書の断面で行いたいと思います。

11番について、図表の表記の仕方についての御意見でしたが、こちらについては、これまでの経済産業省との協議の中で、他の事例に倣って現在の表記としておりますので、このままとさせていただきたいと思います。

13番から24番までが騒音、振動関係についてです。これについては添付資料1-2で説明させていただきます。

騒音、振動に関して、資料1-2に基づいて御説明いたします。

13番について、準備書370ページに暗騒音等を考慮した計算補正式という項目を立てて、式の紹介をしておりましたが、暗騒音が誤った表記だということで、修正案として現況実測値を考慮した計算値補正式という形で修正したいと考えています。

14番について、第8-1-1-54表に工事関係車両に関する騒音レベルが表示されていないということですので、資料1-2の2ページで示すように将来計算値、工事関係車両の将来計算値の欄を設け、計算結果を表記するように修正します。

15番について、日本音響学会 ASJ CN-Model2007 に基づいて騒音レベルを予測し、その中のフロー図が整合していないということでしたので、添付資料に示したようにフロー図を修正させていただきたいと思います。

また、本文中に機械別の予測法であるとの旨を記載します。

続いて16番の騒音のコンターを提示したわけですが、単位が違っているということで騒音レベルL5に訂正いたします。

17番の騒音、振動レベルで現状も含め環境影響がほぼないといえる状況ですが、予測計算をないがしろにしていいわけではなく、また、予測式を提示するだけではなく、検算を可能にすることも重要であると御指導いただきました。その事後回答として、現状で騒音、振動の予測では、対象事業実施区域の立地状況により周辺に環境保全上の対象となる人家等が少ないことから、地形の影響を考慮しない簡易的な方法で予測を行いました。簡易的に平面を想定しているためコンターは同心円に近似されます。簡易的な予測である旨を評価書に追記したいと考えます。

次に18番は振動源の取扱い、木造住宅における増幅等について御指導いただきました。

現状では建物内の共振増幅の可能性が考えられますが、予測計算では考慮しておりません。民家等の各予測地点では地盤を伝搬する振動を地表面で予測しているため、予測地点の位置が地表面である旨を追記させていただきたいと考えます。

本予測では、簡易的に標高差のない平面を想定し、各予測地点では発生元エリアに対

して張り付けた重機から発生する振動について個々に距離による幾何減衰及び地盤の内部減衰を計算した振動レベルを求め、振動源ごとの振動レベルを複合させて予測値を求めました。このような解説も含め、評価書に追記したいと考えます。

19番は振動の発生源についての表記がなかったということで、8-1-1-59～8-1-1-61について振動発生源について明記することで対応したいと考えます。

添付資料には資料1-2の5ページ59表を代表として支配的振動発生源とその状況を提示する例を示させていただきました。

20番について、地盤卓越振動については、地盤卓越振動数と訂正させていただきます。

21番から24番は振動の予測についての指摘に対して、地盤卓越振動数をどのように利用するのかについては、準備書では工事用車両の走行に伴う振動について、一般車両走行に係る振動の計算式を用いて予測しました。地盤卓越振動数はこの予測式の地盤卓越振動数による補正値を求めるために使用させていただきました。

御指摘のとおり、評価書では「道路環境影響評価の技術手法」を参考として、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動の計算式を用いて予測すると修正したいと考えます。

また、こちらの式では地盤卓越振動数というのを使用しない形になりますので、工事用車両の往来した場合の地盤卓越振動数は必要ないと考えます。

予測のフロー図等は添付資料の6ページに示しております。

また、暗振動に考慮した計算値補正式は、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動の計算式では用いないため、評価書では削除させていただきます。

最後ですが、準備書400ページの予測結果で、一般車両走行に係る振動の計算式を用いた予測結果となっております。資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動の計算式を用いると、計算結果は添付資料の8ページの表のとおりとなります。

現況と工事用車両の上乗せ時の等価交通量から工事用車両による振動レベルの増加分を求め、現況の振動レベルに加算した値を予測値とすることから、工事関係車両のみの振動レベルは計算できないということです。

一点補足させていただきます。

資料1の17番について、こちらのご意見の中の、予測式を利用した要因を明確にするというところですが、事業者見解としては、次のとおり回答させていただきます。

建設機械の騒音予測には、発電所アセスの手引きに基づいて音の伝播理論式を使用しました。振動の予測については発電所アセスの手引きでは、過去事例の解析による手法とありましたが、定量的予測が可能な、「建設作業振動対策マニュアル」に基づく予測式を使用しました。両手法は、環境影響評価では一般的に使用されている予測手法です。

資料1の26番について、第二土捨場の排水影響の予測について地点④を使用していますが、堰の上流側の調査結果を用いるのが適切ではないかという御意見でした。

こちらについては御指摘いただいたとおりです。ただ、見解で述べさせていただきましたが、第二土捨場が平成28年9月からの事業化を検討したという点と、第二土捨場の排水地点から地点④までの距離が比較的近いこと、また記載されている堰というのが流れ込み式水力発電所の堰ですので、流れてきた河川水がそのまま下流側に流れることで、水質も同等と考えられるということ、また支川からの流入もありませんので、水質の差はないと判断して、地点④を第二土捨場の排水地点における水質予測の現況水質として使用させていただきました。

次に27番について、第三土捨場の水質影響を検討するための調査地点についてですが、地点⑤については小滝川の調査地点となります。地点⑥は姫川本川と小滝川の合流した後の下流の調査地点となります。

第三土捨場の排水地点は、姫川と小滝川の合流点より下流側に位置するため、地点⑥の補完調査を実施した水質調査結果を使用しています。

28、29番について、降雨時における水の濁りの評価について、なぜ平成28年データを使用したかということと、先行雨量についてのデータがあれば提出いただきたいとい

事業者
鷺澤

事業者
西田

う御意見でした。

こちらは添付資料 1-3 に先行雨量のデータを添付いたしました。

まず、平成 28 年データを使用した経緯ですが、先行雨量の表にもありますが、平成 27 年 9 月 9 日の前 10 日間程度が降雨量が多い時期でした。また 9 月 9 日当日の第六堰堤流入量としても 193 t ほどあり、非常に河川流量が多いのですが、当日の雨量との関係が、先行雨量が多いことから相関がやや低くなるのではないかと状況でした。

また、前回の委員会でも見解を述べさせていただきましたが、非常に河川流量も多く数値も高い状況ですと、高い値にわずかに増えてもあまり評価していることにならないのではないかと、ということもありました。

そういう状況から平成 28 年 4 月のデータを選択し評価を実施しました。

29 番は、取水停止となる放流量について前回質問いただきましたが、補足として事後回答を記載いたしました。

取水停止となる放流量の目安はおよそ 400 m³/S です。

また、先行雨量の記録については、評価書で追記することとします。

30 番について、地形、地質について、地すべりの分布と事業計画の関係については、添付資料 1-4 で御説明いたします。

30 番について、土地の安定性にどのように配慮しているかという御指摘でした。

準備書の 95 ページに地すべりに関する分布図がありますが、それにかかっている取水地点と導水路、第一土捨場、第二土捨場とありまして、今回取水地点と導水路、第一土捨場について資料 1-4 にお示ししました。

第二土捨場を除外しているのは、実際盛土、改変を行う範囲としては、地すべりの範囲から外れるということです。

資料 1-4 の①～③に示す調査結果報告書を基に、周辺地形について調査したものを記載させていただきました。

太字の事業計画地周辺地形の概要とトンネル追加距離始点～900m 間の状況、900m～始点間の状況を文書で記載しております。そちらを図示したものが、図-1～図-3 となります。

2 ページの下から 4 行目の「今回、施工するトンネルはすべて岩盤を対象としており、土被りも大きいことから、岩盤上部に堆積した表層土による地滑り（表層滑り）が発生してもトンネルに直接的な影響はないと考えられる。また、トンネルは地山状態に応じて、適切に支持構造物を設置するため、トンネル掘削に伴う地上構造物への影響もないものとする」としました。

図-4 に当社のトンネルと地山の環境を示した縦断図を載せさせていただきました。左側は取水口側、右側が発電所側となります。最小土被りとしては 60m、最大で 360m ですから、図-1 から図-3 に示すような地滑りが仮に起こったとしても、十分深度があるので直接的な影響はないと考えます。

次に資料 1-4 の 7 ページ（2）第一土捨場における地滑りの分布と事業計画との関係についてになります。

こちらは図-5 地滑りブロック位置図と記載しておりますが、当社で踏査と実質調査を行なった結果、小滝の第一土捨場にある地滑りブロックの最大の想定ラインを示したものが赤いラインの範囲となります。

赤い範囲と今回盛土をする範囲の位置関係を示したものが、12 ページ図-7 になります。そちらの図に赤い線で示してあるのが、今御説明しました地滑りの想定されるブロックで、右の黒い線が当社が計画している土捨場の盛土の範囲となります。地滑りブロックにかからないように盛土の位置を変更しておりますので、地すべりの安定性に対して配慮し、計画の変更を行いました。

次に 31 番の第三土捨場での動物調査についてのご意見になります。

事業者
鷺澤

第三土捨場の現地確認を行った結果、当該資材置き場は人為的改変を受けており、既に植生が失われ動物が生息しない状況でしたので、調査対象とはしておりませんでした。

34 番～36 番は、ギフチョウ、ヒメギフチョウ及び食草の調査結果についてのご意見でした。

こちらは平成 27 年から 28 年度の調査結果におけるギフチョウ、ヒメギフチョウの確認状況を非公開資料として添付いたしました。こちらで説明いたします。

コンサルタント
花溪

非公開資料の平成 27 から 28 年度調査におけるギフチョウ、ヒメギフチョウの確認状況についてですが、27 年度、28 年度の現地調査で確認された状況は、下の表 1 と図 2 枚にまとめました。

この中で黒い縁のある青い丸が成虫の確認位置、縁のない丸が卵、もしくは幼虫の確認位置になります。青い破線はカンアオイの確認範囲となります。

ヒメギフチョウの成虫、卵、幼虫の確認位置を緑の丸で示し、ウスバサイシンの確認範囲を緑の破線で示しています。

この中で第一土捨場については、対象事業実施区域内で 2 ページの図の右の濃い青い囲みの一部が第一度捨場の計画地にかかっていますが、この第一土捨場と計画地の交わっている部分の中でカンアオイ 2 株を確認しています。

また、右の対象事業実施区域とは重なっていない部分の東側の林内で 50 株以上のカンアオイを確認しております。

また改変区域から 100m ほど西のエリアでカンアオイを 10 株以上確認しています。

その他のエリアについてはカンアオイ、もしくはウスバサイシンの存在自体は確認していますが、詳細な株数については確認していないということです。

ギフチョウ、ヒメギフチョウ、カンアオイ、ウスバサイシンに関しては、今年度補完調査を実施し、そこで得られたデータも含め評価書で再評価したいと考えています。

事業者
鷺澤

次に 37 番のカワネズミの調査状況についての御意見です。

実際に調査した調査員に確認した結果、今回の調査では目撃例はありませんでした。

今回カワネズミについても補完調査を実施することとしましたので、そちらで確認された場合評価書へ反映したいと考えます。

次に 38 番のスギハラクモバチの調査結果についてですが、現地調査の中では目視により訪花していたオス 1 個体を確認したのみでした。巣については確認されておられません。

39 番のヒメシジミの調査結果、具体的な個体数についてですが、ヒメシジミについては確認数が多く、具体的な個体数は把握されていない状況でした。

それぞれの確認位置ではほとんどで 10 個体以上確認されており、評価書では予測の根拠として追記したいと考えます。

41 番の植物調査結果についてですが、ヒメカナワラビ、アオチャセンシダ、イチヨウシダ、トガクシデンダという種類がこの地域で多いので確認されていてもよいのではないかとおの事でしたが、再度調査記録を確認しましたが、今回の調査結果の中では確認されておりませんので、調査結果には記載がないという状況になります。

次に 42、43 番ですが、減水区間内での植物調査結果の記載に関する御意見でした。

こちらについては添付資料 1-5 で御説明させていただきます。

コンサルタント
花溪

それでは減水区間内での植物の確認状況について資料 1-5 で説明させていただきます。

調査地点については、資料 3 ページ図 1 に示すとおり、塗りつぶしの青丸で減水区間調査地点 1～5 の 5 地点で調査いたしました。

調査時期は調査可能地点の確認及び撮影を 2016 年 7 月 22 日、現地調査は 8 月、11 月に実施しております。

結果については、減水区間についてそれぞれの地点の状況の写真を載せてごさいます。

減水区間は溪谷状で、河床は大礫は2～20 cm、巨礫は20 cm以上から構成され、調査地点1、2、3ではコンクリートブロックによる床固めが施されていました。これらの地点では、流路は限定され、流れは速く沈水生植物は確認されておりません。

調査地点1、2は河道内に植物はなく、護岸の隙間やのり枠にススキ、イタチハギ、エノコログサ、ノイバラ、ヨモギなどが確認されています。

調査地点4の横川合流点付近は川幅が広く流れが緩やかでしたが、河床は大礫を中心に構成され、砂や泥が堆積した場所は頻繁に出水にさらされるようで、調査した時点では植物の発生は見られておりません。

河川敷のやや高くなった部分には、エノコログサ、ヨモギ等の路傍雑草は確認できたが、河川に特有の植物等は確認できておりません。

また谷壁の巨岩には、ツメレンゲやキリンソウ等の岩上性の植物が多数みられる地点がありました。

現状の河川の調査結果について補足をさせていただき、結果も含め評価書に記載したいと考えます。

事業者
鷺澤

次に44番について、こちらは群落調査の結果を反映した代表的な植生の説明についてのご意見でした。

御指摘のとおり植生状況に関する説明が不足しておりましたので、評価書で植生概要について記述を追加させていただきます。

こちらについては添付資料1-6で御説明させていただきます。

コンサルタント
花溪

添付資料1-6について準備書596ページでのそれぞれの地点ごとの植生調査の結果について、この様に修正させていただきたいと考えます。

今まではスギ林が何%という記載にとどまっていたのですが、こちらで見られた代表的な植生についての説明をそれぞれ加えて、解説したいと考えます。

詳細については割愛させていただきますが、基本的に見られた植生についての解説は加えるという対応をさせていただきたいと考えます。

事業者
鷺澤

次に45番について、こちらは新しい発電所の景観予想図の色味についての御意見でした。

こちらの回答ですが、前回提出の資料1では紙質やプリンター特性の関係で、準備書の写真より明るく出力されたのではないかと考えます。ですので、準備書の写真はそのままとさせていただきたいと考えます。

景観への影響という観点からは経年と共に色合いもくすんで周辺環境に馴染んでくことから、影響は少ないと考えます。

以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。

早速ですが、今御説明いただきました事後回答、追加の回答の補足資料の内容について審議してまいります。

いつものように、事後回答のある項目について順に見ていき、御発言いただいた委員からコメントをいただき、他の委員の皆様からも関連する御発言があれば承るという形で進めて参りたいと思います。

まず、6番は山室委員の意見ですが、事務局に連絡はありますか。

事務局
是永

今のところまだ来ておりませんので、再度確認いたします。

次回は取りまとめになりますので、今回の事後回答に対し、さらに質問、意見等があ

片谷委員長

ればもう一往復できる時間を取らなければなりません。幸い次回審議は6月ですので、その間でやり取りを済ませ、第3回審議に臨むという形で事務局も対応をお願いいたします。

6番について、他の皆様から関連する御発言があれば承ります。
梅崎委員どうぞ。

梅崎委員

6番に関連して、7番も一緒にお願いしたいのですが、資料1-1の図面を付けていただきまして、ずいぶんよく分かるようになりました。いくつか確認したいのですが、1つは山室委員の御意見にもありました濁水の処理について、仮設沈砂池に導入すると修正いただきましたが、資料1-1の図面では仮設沈砂池の位置が分かりづらいということと、そこにどのように導くのかということの説明をいただきたいというのが1つです。

また、地滑りも含めて富樫委員の意見にも関連しますが、7番では対策を含めてと質問をしました。対策というのは濁水処理もありますが、法面の浸食対策、盛土の安定対策や安定解析で十分な安全率が得られているといった記述を付け加えていただければと思います。

河川の近くの第二土捨場、第三土捨場は、河川区域と盛土範囲がほとんど重なっています。以前盛土されたところはそこに平地部分に緩衝地帯を設けていますが、そういった必要はないのかと図面を見て改めて思いました。

そこに沈砂池を置くのかもしれませんが、少し河川に迫っているように思いますので、今のことについてお答えいただければと思います。

片谷委員長

今日は第2回で、まだ第3回まで多少時間の余裕がありますので、もし、再度持ち帰りたいという事項があればそのようにしていただいても結構ですが、この場で回答いただけるものはできるだけ今日お願いします。

事業者
西田

沈砂池の位置に関しては、配布資料1-1ではなく準備書の2-42ページを参照いただきたいと思います。そちらに第二土捨場、第三土捨場についての仮設の沈砂池を図示しています。先ほどの資料1-1の本文というのが、2-38ページに書かれていますが、今の御指摘の仮設沈砂池に導くための部分を分かりやすくしたほうが良いと思いますので、そのように対応させていただきたいと考えています。

法面の浸食防止については、むしろ張りを行ったうえで法面に自然緑化を行うことで、雨水による浸食を防止するという形です。

安定性についても道路土工に基づく基準、高さ何mで盛土したら、何割の勾配で何mまでいけるというような指針に基づいてやっておりますが、その辺がわかりにくいので修正したいと思います。

1mという距離が狭いのではないのかという御指摘もありましたが、緩衝区間というのはどのようなものですか。

梅崎委員

緩衝区間というのは設計指針とか法律で決まっているのかもしれませんが、構造的に見て、河川の斜面に近づいているので普通は緩衝区間を置くのかなと思いました。何か根拠はあるのでしょうか。

事業者
西田

盛土を行う上で1mの距離を取ったのは、1mほどの距離があれば側溝などの設備を入れる際に、河川内に設備を置かなくても作業ができるだろうという理由です。

河川区域より外側に盛土を置く場合でしたら、基本的に洪水時でも河川の増水時でも流されないという考えに基づいているので、単に施工を考えて1mの距離としています。

では、追加の資料をよろしくお願いします。

梅崎委員

片谷委員長

確かに図書 2-42 ページには沈砂池が書かれていて、今日の図面では消えているので、評価書に掲載する図面にはあらゆる情報が載っているものを載せていただくことがいいと思います。もし、図面が複雑で見にくくなるようでしたら 2 枚に分けることもあり得ると思いますが、なるべく 1 枚の図面で全部見えるようにしていただくとよろしいかと思ひます。

6、7 番について、他の委員の皆様から御発言があれば伺ひます。

特に御発言がなければ次に進みます。2 ページの 9 番は私の発言で、これは了解していただいたと理解できますので、評価書での対応をお願いします。

11 番は塩田委員からの記載方法に関する御指摘ですが、経産省との協議に準じた表記のままをしたいという回答ですが塩田委員よろしいですか。

これで結構です。

塩田委員

片谷委員長

これは修正しなければ致命的にいけないという意味ではないと思ひますので、この様な御回答というのであればやむを得ないという扱いにします。

13 番以降は騒音と振動に関する多くの指摘が塩田委員から出されています。24 番までありますので、1 つ 1 つでもいいですし、適宜区切ってコメントがあればお願いします。

13、14 番はこれで結構です。

塩田委員

15 番については、資料 1-2 の 3 ページのフローチャートに日本音響学会と記載されていますが、このフローチャートは日本音響学会のものではなくて、日本音響学会のフローチャートを利用して事業者が作成をしたものですので適切ではないと思ひます。日本音響学会のフローチャートは、きめ細かいものなので、このフローチャートのところに一番下の敷地の境界線や近傍民家の等価騒音レベルなど追加して表示すれば、より分かりやすくなると思ひます。

御指摘のとおり、もう一度日本音響学会のチャートを確認したいと思ひます。

コンサルタント
花溪

片谷委員長

これは塩田委員の御指摘のとおりご対応いただけるという御回答ですので、次に進みます。16 番以降をお願いします。

16 番から 23 番までについては、了解しました。

塩田委員

24 番は計算ができないというのは、しっかりと説明していただきたいと思ひます。例えば、資料 1-2 で示されている 2 ページの騒音の表と 8 ページの振動の表について、準備書の中では同じ表を使用しており、将来の工事用車両の計算値が足りないのでチェックしてほしいと指摘しました。結果的に示すことが出来ないというのであればなぜできないかを説明していただきたいと思ひます。

コンサルタント
花溪

個別の工事関係車両の振動レベルは計算できないという説明を評価書に追加したいと思ひます。

それで結構です。

塩田委員

片谷委員長

この騒音と振動に関する塩田委員からの御指摘に関連して、他の委員の皆様から御発言がありますか。よろしいですか。では一旦先に進みます。

26 番～28 番は山室委員ですが、事務局への連絡はないということでしたが、他の委員の皆様から何か御発言はありますか。

特に御発言はないようですので、これは事務局から山室委員に確認していただいて追加の再質問などあれば、事業者に送っていただくという対応をお願いします。

では 29 番の鈴木委員の御意見ですが、いかがですか。

鈴木委員

これで結構です。この先行降雨の場合はただ表にするのではなく、本来は前日から順番に前にいけばいくほど影響が少なくなるので、降雨量を何で割るかというのはその流域によって変わりますが、例として日数で割ると前日は 1 / 1、前々日は 1 / 2、その前は 1 / 3 というようにだんだん影響が少なくなるのを足し合わせたのが先行降雨示数であり、現在計った時の流水に対して前々の降雨がどれくらい影響があるか評価するものですが、これだけ生の値があればある程度は判断できるので、これで結構かと思います。

片谷委員長

これは評価書では資料編の扱いですか。いずれにしても図書に掲載していただけるといことですね。ではこの資料を図書に掲載するというごことをお願いします。

では 30 番の富樫委員の御意見ですが、いかがでしょうか。

富樫委員

詳しい資料ありがとうございました。資料 1 - 4 に地滑りが周辺に沢山あると書いてあります。第一土捨場について、「地滑りブロックを避けて土捨場を配置する計画に変更し、地滑りの影響低減を図る」という見解になってはいますが、準備書 95 ページの防災科学技術研究所のデータベースの地滑り分布図を確認すると、第一土捨場の計画地は全て地滑りの移動体の上に乗っています。つまり、非常に大きな地滑り移動体があり、その中に小さな地滑りがあるというのが実態です。

資料 1 - 4 の 12 ページの変更後の盛土は、小さな地滑り移動体、ブロックを避けた形になってはいますが、より大きな地滑り移動体の中にあります。ですから、小さな地滑り移動体に対しての影響は避けられてはいますが、大きな地滑り移動体の上にあるということ考慮した上での対策が考えられているのかという説明が不十分なのではないかと感じます。

また、盛土の下に川が埋められるような形になるため、排水対策をどのように行うのか、豪雪地帯でもあるので雪解け時にも安全性が保たれるのかといったことも含め、説明をお願いしたい。

事業者
鷺澤

持ち帰り資料を準備させていただきたいと思ひます。

片谷委員長

わかりました。次回の審議の場は全体の取りまとめになりますので、富樫委員が次の審議以前に確認できるようなタイミングで資料提出をお願いします。

富樫委員の御指摘は、今回の計画変更による対応は小規模な、マイクロな地滑りには対応しているけれども、大規模な、マクロな地滑りには対応していないのではないかと御指摘ですね。それに対する事業者の見解について資料を用意していただくというごことをお願いします。

関連して御発言があれば承ります。それでは、次に進みます。31 番大窪委員の御発言ですがいかがでしょうか。

大窪委員

無植生地なので植生はなく、動物も生息していないので、調査はしなかったことですが、調査をしなければ動物がいるかどうかはわかりませんし、植生がないということは動物がいないことにはならないと思ひます。どのように解釈したらいいかわからないので、御説明いただけますでしょうか。

片谷委員長

単純にいうと目視の範囲で植物も動物も見られなかったからという意味ですか。

今回は半径 500m を調査範囲としているため、第三土捨場のところも直接の調査範囲

<p>コンサルタント 武田 (上越環境科学センター)</p>	<p>には入っていませんがその周辺で動植物の調査をしています。 特に動物の場合は移動しますので直近で確認している内容から推測して、貴重なものはいないだろうと考えております。</p>
<p>大窪委員</p>	<p>今の説明ならわかりますので、そのように記載していただければと思います。</p>
<p>コンサルタント 武田</p>	<p>わかりました。</p>
<p>片谷委員長</p>	<p>では、評価書で御対応いただくということでお願いいたします。 では次にまいりまして、34 から 36 が中村寛志委員の御発言です。もし、38、39 も関連があれば一緒に御発言いただいても結構ですし、分けていただいても結構です。</p>
<p>中村寛志委員</p>	<p>34 から 36 までに関するもので、非公開資料を提出していただきました。資料の読み方について質問です。1 ページのギフチョウの卵の確認状況について、1 卵塊 11 卵粒数と 1 卵塊 12 卵粒数が一葉にあったことは分かるのですが、スラッシュはどういう意味でしょうか。場所の違いを示しているのであれば、2 ページ、3 ページのカンアオイ、ウスバサイシンのどの場所の卵なのかの説明をお願いします。</p>
<p>コンサルタント 花溪</p>	<p>卵の確認状況を示した内容でございますけれども、調査者に確認しないと詳細が分からない状況ですので確認して資料として提出いたします。</p>
<p>中村寛志委員</p>	<p>おそらく⑩等の表記は、1 卵塊、卵粒数 10 という意味かと思います。2 ページの第一土捨場のところでカンアオイの確認範囲があります。その中のどの場所に卵があったのか、第一土捨場の事業対象区として赤で囲っている場所とカンアオイの確認範囲が重なっている場所に卵が見つかったのか、それとも左側の大分離れた場所なのかは、かなり重要な問題だと思います。</p>
<p>コンサルタント 花溪</p>	<p>今のところの情報では、第一土捨場の赤い線と東側の青い囲みの中の重なった部分でカンアオイ 2 株があったということと、重なっていない部分に 50 株以上あったという情報はあります。卵については再度確認させていただきます。</p>
<p>中村寛志委員</p>	<p>カンアオイあるいはウスバサイシンについては、ギフチョウ、ヒメギフチョウの食草となるまでに大変年月がかかります。土捨場の赤の場所でカンアオイの株が掘り起こされるのであれば、どこか近くへ移植するといった方法で影響を避けたいと思います。今、2 株という記載がありますが、範囲内にあるけれどもそのままなのかといった検討もお願いします。 3 ページでは、ヒメギフチョウの食草と言われているウスバサイシンがあることがわかります。ここはルードルフィアラインといって、ギフチョウとヒメギフチョウがクロスする場所で、ここには珍しくウスバサイシン食のギフチョウが生息しています。ですから、ウスバサイシンだからヒメギフチョウだけではなく、ギフチョウにも注意していただきたい。私が提出した資料にもあったかと思いますが、考慮していただいて、いずれにしてもギフチョウ、ヒメギフチョウについては、食草を大事にしたいと思っています。</p>
	<p>この春にまた確認調査に入る予定となっております。既に一度調査に入っていますが、</p>

コンサルタント 花溪	時期が早かったため再度入り直す予定をしておりますので、注意して現場確認をしてまいりたいと思います。
片谷委員長	今、追加の調査をされているとのことでしたが、まだこれからも調査をする予定があるんですね。
コンサルタント 花溪	ギフチョウが連休を境にした時期によく出ますので、現地の条件を見ながら連休明けに調査に入りたいと思います。
片谷委員長	速報レベル、きちんとまとまった資料でなくても結構ですのでできるだけ次回の技術委員会に間に合うように結果の提出をお願いできればと思います。是非、前向きに願います。
コンサルタント 花溪	全体の審査の行程もございますので、現地調査は5月末までに速報的なものは取りまとめたいと考えおります。
片谷委員長	是非よろしく願いいたします。では、中村寛志委員続きをお願いいたします。
中村寛志委員	38番のスギハラクモバチについては、オス1個体が訪花しているのを確認したがここで生息しているかどうかはわからないということで了解しました。 39番のヒメシジミについては、ギフチョウ、ヒメギフチョウとは全然違って個体数が重要になります。ここに書いてあるようにヒメシジミが見つかりましたということだけでは不十分ですので、他の場所にヒメシジミの大量発生があれば、それを数量的に入れて評価したらいいかと思います。準備書582ページに書いてある結論がより明確に、数量的に示されると思います。これは結構でございます。
片谷委員長	中村寛志委員から34から36、38、39に関する御発言に関連して他の委員から御発言があれば承ります。よろしいでしょうか。 それでは、37番陸委員の御発言ですがいかがでしょうか。
陸委員	回答されたように調査をされるということですので、よろしく願います。その結果、確認された場合は評価書に記載しますということですがけれども、確認されない場合も次回調査結果を報告いただければと思います。
コンサルタント 花溪	次回報告させていただきます。
片谷委員長	中村寛志委員どうぞ。
中村寛志委員	カワネズミの調査の方法は、フィールドサイン、目視となっておりますが、アジを使ったトラップが有効なのですが、その手法は用いる予定はないのですか。
コンサルタント 花溪	捕獲調査自体が非常に難しい状況にありまして、今回の調査でもネズミ等を直接捕獲することまではしていません。色々な許可をとる必要があるため、フィールドサイン、目視を中心に考えています。
中村寛志委員	論文を持っているので参考にお送りします。
	手法として参考にさせていただきます。利用可能であれば検討させていただきます。

コンサルタント
花溪

片谷委員長

法令の範囲内で実行が可能であれば試みていただくということで、中村寛志委員から資料が提供されるそうですから参考にしていただくようお願いいたします。

それでは、次に41番について、佐藤委員いかがでしょうか

佐藤委員

見つからなかったということですのでしょうがありません。きっとあると思いますけれども、これで結構です。

片谷委員長

今後も手続終了後の事後調査等があるでしょうから、その際にこういった種にも気を配っていただくようお願いいたします。

では、42～44番の大窪委員の御発言についていかがでしょうか。

大窪委員

42番については、これで結構ですが、こういう場所には絶滅危惧種のカワラニガナといった希少種が生育しているのが普通ですが、先程の佐藤委員と同じく見つからなかったらしかたないのかなと思っています。

43番については、承知しました。

44番については、準備書の596ページの植生の調査結果に資料の1-6のように追加していただけるということでありありがとうございます。わかりやすくなると思います。できれば、どんな特徴があるのかというところをわかりやすく記載していただきたい。例えば、ユキツバキという多雪地域のツバキ科の植物が出ているとか、同じく多雪地域のブナ林の林床に生えているヒメアオキなども出ているということは、この植生調査の結果からどういう特徴があることがわかるのかを地点ごとに記載したり、植生ごとに記載いただければより理解が深まると思います。今度は評価書となりますが、よりわかりやすい評価書になると思います。

資料1-6の1ページ最後の「樹木が侵入している」という記載の「侵」の字が誤っているので修正ください。

コンサルタント
武田

今回地点ごとの植生の分布について説明させていただきましたが、プラスして各群落の説明もあった方がわかりやすいと思いますので、高木層がどんなものか、それぞれの群落ごとの説明を加えさせていただき、その中に先ほどの多雪地域や日本海要素という言葉も含めて記載させていただきたいと思います。

大窪委員

その時に、ただ群落について構造を書くだけではなくて、地域としての特徴をわかりやすく説明していただくことが大事だと思います。

例えば調査地点②のウラジロガシというのは、非常に地域個体群そのものがなぜ重要かということも一言入れていただければと思います。

分かりました。

コンサルタント
武田

片谷委員長

今のは委員からの助言として、できるだけ評価書に反映させていただくようお願いいたします。

関連する御発言はありますか。

特に御発言はありませんので、45番、佐藤委員いかがでしょうか。

佐藤委員

これは、質問内容を誤解されているようです。岸壁には色々な珍しい植物が生えているので、その部分にできるだけ影響を与えないように工事をしてほしいという意味です。そういった配慮をする努力をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

片谷委員長	<p>施工に関しては、保守上の観点からモルタルの吹付けを行いますので、工事自体は実施させていただきますが、その過程で植物の希少種が確認されれば、仮置きして別の同様の地域に移すなどの保全対策は取りたいと思います。</p>
事業者 鷺澤	<p>では、そこは配慮をお願いします。 一通り見てまいりましたが、全体を通じて追加のご発言、あるいは新規のご発言がある委員の方は順番を定めませんので、ご自由に御発言ください。 亀山委員どうぞ。</p>
片谷委員長	<p>景観に関しては特に意見はありませんが、全体のことでお聞きします。 今回知事意見を出しますが、ほとんどの部分が新潟県内となっており、長野県知事は新潟県には全く責任のない知事ですので、長野県知事が新潟県内の環境について意見を言うことはあり得ますか。そもそもの仕組みについて聞きたいです。</p>
亀山委員	<p>これは前回も話が出ましたが、事務局から法令の規定についてご説明ください。 今回の新姫川の計画については、環境影響を受ける範囲ということで長野県が含まれていますが、実際に工事をする場所は全て新潟県側になります。</p>
片谷委員長	<p>法律上は影響範囲を含む県についても影響評価をしていくという記載になっているため、長野県もアセスの手続をしている状況になります。 方法書の知事意見では、長野県内の意見については意見として述べ、新潟県内に関する意見については新潟県と経済産業省に参考意見としてお伝えをしました。 準備書についても同じような取扱いとして、知事の意見を取りまとめた段階で新潟県と経済産業省へ参考意見ということで伝えていきたいと考えています。</p>
事務局 塩沢	<p>ありがとうございます。私は1回この会議を休んでしまったので、その間の経緯が分からなくてお聞きしました。よくわかりました。</p>
亀山委員	<p>今回の様に新潟県内の分も含めて図書を出していただけるとこういう形を取れますが、かつて静岡県境の道路案件では、静岡県側は全く図面もなく、県境のところで切れている図書が出てきたことがありました。それに比べると非常によく事業者さんに対応していただいています。 質問の多くは新潟県内の事項ですが、きちんと回答していただいております、本来のアセスはこれでいいと個人的には思っています。手続的な取扱いは先ほどの事務局の説明どおりでいいと思います。 小澤委員、どうぞ</p>
片谷委員長	<p>準備書の447ページから、BODの水の汚れについての評価、予測をされています。 低水量時のところはこれでいいと思いますが、平水量時の予測に12月のデータが使われています。全般にデータのBODが低いので大きくは変わらないかもしれませんが、416ページのBODの測定結果については、11月以外は数値が定量下限未満のデータが多い中、せっかく11月の予測のデータがあるのでこれを使って予測したほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
小澤委員	<p>11月の条件等の説明が不足している状況ではありますが、多少出水があった時期だったと記憶しています。もう一度流量条件とか写真等確認し、その状況がより予測状況としてふさわしいのであれば修正させていただきたいと思います。</p>
コンサルタント 花溪	<p>お願いします。</p>

小澤委員

片谷委員長

確認していただいて、早いタイミングで事務局に提出をお願いします。他のご意見はありますか。中村雅彦委員どうぞ。

中村雅彦委員

猛禽類の調査について、非常に精度の高い調査だと思っています。また餌の現存量まで把握する調査というのはなかなかないと評価しております。

ただ一点よく分からないところがあります。サシバとクマタカについて今回の工事では一番影響が予想され、環境保全措置としてコンディショニングが予定されています。コンディショニングというのは工事に慣れされるということで、その前に工期の変更を検討すべきだと思います。

例えば工事現場が一本道でどうしようもないという場合は、なかなか工期の変更もできないかもしれないが、なぜ、クマタカとサシバのところでは工期を変えるというのがないのですか。

コンディショニングを行うのであれば、評価書の中でフローチャートが出てこないといけないと思います。最近多いのが「コンディショニングで対応する」というものです。工期の変更というのは、対応策としてここに書けない理由があるのですか。

事業者
鷺澤

問題となっているのが第一土捨場の近傍で生息が確認されているクマタカについてですが、その影響を検討し、第一土捨場については敏感な時期である、冬期間は使用しないこととしております。

また、コンディショニングについては説明不足だと思いますので、その辺りを補足した説明をしたいと思います。

中村雅彦委員

コンディショニングというのはよく使われるのですが、この時期はこのように慣れされるという具体的な表記はないのです。ですからフローチャートを使って説明する以外ないと思います。それを評価書の中に入れるのは大事なことだと思います。

片谷委員長

これは追加資料をご用意いただくという形になります。場合によっては非公開になるかもしれません。

そこは事務局と協議して対応していただくということでよろしいですか。

持ち帰り検討させていただきます。

事業者
鷺澤

片谷委員長

これも次回の委員会での審議より前に委員に届くように対応をお願いします。

大窪委員どうぞ。

大窪委員

準備書の605ページの表の9番に挙げられているウラジロガシは、常緑の広葉樹ですが、夏緑林と常緑樹林帯の境くらいに出てくる樹種で、ウラジロガシの純林が成立するのは非常に珍しい樹種です。

新潟県の方では604ページにありますが、ウラジロガシは地域で保護に留意すべき地域個体群、LPとして保護すべき地域個体群に指定されている樹木です。

特にこの種に注目していましたが、確認状況で3つの確認地点があり、うち2箇所土捨場と発電所の計画地に黒丸が付いています。確認状況では発電所計画地のスギ林内で稚樹は確認したが、下の2行目に発電所計画地では確認されなかったとあります。記述ミスなのかよく分かりません。発電所の計画地では種としては出現していたということですね。稚樹と成木個体の違いを表現しようとしたなど書き方に意味があるのか、ミスなのか教えてください。

今の状況ですと、こちらの表記の内容が確認できませんので調査者に確認し返答いた

コンサルタント
花溪

します。

大窪委員

また、613 ページのウラジロガシは地域個体群として保護すべきものです。発電所計画地に稚樹は出たが、計画地の周辺でもウラジロガシが出現しており、他にまとまった個体群があるので発電所の計画地の個体群が消失しても全体では影響は受けないため、環境保全措置行わないという結論ですが、これは地域個体群として保護すべき指定種に対して、この結論でいいのか疑問です。

コンサルタント
花溪

先ほどの生育地の確認と共に内容を検討し、回答させていただきます。

大窪委員

よろしく申し上げます。

片谷委員長

よろしく申し上げます。他にいかがでしょうか。では、この場では御発言はないようですね。

先ほども申しあげましたが、この案件の審議は2カ月後の第3回が最終回になります。それまでに事業者さんに対応いただけるような追加のご意見はお受けできる余地がありますので、この後新たに気付いたことがありましたら、メールで来週4月27日(木)までに事務局に御連絡をお願いいたします。

それでは特にこの案件に関して御発言がなければ、この案件の審議はここまでとさせていただきます。

委員の皆様はこの後その他の審議がありますので、しばらくお待ちください。

事業者の皆様は本日はお忙しいところご出席くださいますとありがとうございます。順次御退席の準備をお願いいたします。

片谷委員長

それではその他の審議に入ります。それほど時間はかからないと思いますので、休憩を挟まずに続けて進めたいと思います。

議事2 その他はリニア関連ですね。これにつきましては事務局から説明をお願いします。

事務局
是永

その他については、リニア関連となります。

最初に、リニアの「豊丘村内発生土置き場(本山)における環境の調査及び影響検討の結果」については、1月の現地調査、2月16日の技術委員会で御審議いただきました。また、県関係機関、住民の方々からの御意見を踏まえまして、4月18日に資料2のとおり33項目に関する知事助言をJR東海に通知するとともに、公表をいたしました。また、住民意見の概要といたしまして、48項目を資料2の別紙のとおりまとめさせていただきました。委員の皆様方にはご通知したところですが、改めてご報告させていただきます。また、知事助言に対する事業者の対応方針を求めていますので、その結果について、追ってご報告いたします。

今回の調査及び影響検討の結果を踏まえた環境保全措置も今後提出される予定となっておりますので、御多忙中恐縮ですが御審議をいただくこととなりますのでよろしく申し上げます。

リニア関連については以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。

事前に委員の皆様にも送付されているものですが、何か御意見等の御発言があれば承ります。

梅崎委員どうぞ。

別紙の住民意見の概要というのが詳細に出されていますが、これに対する事業者の対

梅崎委員	<p>応はどのようにされるのですか。</p>
事務局 是永	<p>住民意見については、環境保全措置の観点からお寄せいただいた意見については、基本的にすべて反映する状況となっています。</p>
梅崎委員	<p>事業者の方から対照表みたいな対応はされないということですか。</p>
事務局 是永	<p>今回住民の意見を県の方にお寄せいただいて、その意見を反映したものを知事の助言の中に盛り込み、その知事の助言に対して JR 東海の対応を求めているところです。</p> <p>ですので、住民意見に対して直接事業者見解を求めることはありません。</p>
梅崎委員	<p>分かりました。</p>
片谷委員長	<p>通常のアセス手続きの中の意見書の場合は事業者から見解書を出してもらいますが、これはアセス手続き終了後の事業者の自主的な努力を求めているもので、長野県独自のやり方となっています。</p> <p>そういう状況ですので、通常のアセス手続きの住民意見とは異なる扱いで、知事が住民意見を集約して事業者に助言として伝えるという位置付です。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>他はいかがでしょうか。</p> <p>実は、リニアの案件に関して、通常のアセス手続きの終了後に、色々な事業者側の自主的な努力や追加的な手続が行われていることに関しては結構注目を集めています。</p> <p>長野県の動きが他の自治体でも注目されていたり、アセスメント制度の研究者からも注目されているので、事務局はしっかり対応を続けてほしいと思います。</p> <p>これはいい例として今後のアセス制度や、いずれアセス法や条例の改正もありえるので、これが参考事例となるよう、実績を重ねていくことも大事ですので、事務局も対応をよろしくお願いします。</p> <p>では特に御発言がありませんので、議事 2 についてはここまでとさせていただきます。</p> <p>では今後の審議予定について事務局から御説明ください。</p>
事務局 是永	<p>今後の審議予定ですが、4月27日（木）に一般国道20号（諏訪市～下諏訪町間）の方法書の公告・縦覧が行われる予定です。このため5月19日（金）の13:00から下諏訪町役場文化センターで第2回技術委員会を開催し、本案件について御審議をいただきます。また、技術委員会の前には現地調査を行い、当日欠席される委員の方には6月2日（金）に現地調査を実施する予定です。</p> <p>お忙しいところ恐縮ですが、よろしく願いいたします。</p> <p>開催通知につきましては追って送付しますので、お忙しいところ恐縮ですが、よろしく願い申し上げます。</p> <p>また、先ほど委員長よりお話があったとおり、新姫川第六発電所に係る追加の御意見等がございましたら、1週間後の4月27日（木）までに事務局あてお寄せくださるようお願いいたします。</p> <p>追加でいただいた御意見等についても、事業者の見解等を確認し、6月に予定いたします第3回目の審議におきまして委員会意見のとりまとめに向けた議論をお願いする予定です。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p>
片谷委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>何か御質問ありますか。</p> <p>今日質問した分が事業者側から戻ってきますが、その回答によってはまた意見を出</p>

中村寛志委員

すような内容だとしたら、そこはどのようにしますか。

事務局
是永

3回目が6月となっており、それまでに期間があるので、可能な限りまとめた形で委員さんの方にフィードバックしていきたいと思います。

片谷委員長

6月の技術委員会の中に、出てきた回答に対してまたさらに追加意見があれば、事務局に出していただいて、事務局と事業者間でもう一往復していただけると、第3回の審議はかなりスムーズに進むと思うので、できるだけその方向でお願いします。

後は短時間の議論であれば、5/19に少し割り込ませ意見交換したり、臨機応変に事務局で対応していただければと思います。

事務局
是永

事業者の方と調整を取りながら、検討していきたいと思います。

片谷委員長

新潟県の事業者さんに諏訪までお越しいただくのも頼みにくいので、事前に資料を出してもらい問題点があれば御発言いただいて、委員と事務局のやり取りだけなら問題なくできます。その辺りも含みに入れていただければと思います。

よろしいでしょうか。

特に他に御発言がなければ本日の審議はここまでとさせていただきます。

それでは事務局にお返しします。

事務局
寒河江

本日の技術委員会はこれで終了いたします。

ありがとうございました。